

平成27年6月16日

北海道内における受信料の公平負担への取り組みと 未契約世帯に対する民事訴訟の道内初判決について

NHKは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意、説明を行っています。それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起しています。

北海道内の未契約世帯に対しては、平成27年3月26日、どうしてもご理解いただけない8世帯に対して民事訴訟を提起し、このうち1世帯について、本日（6月16日）、札幌簡易裁判所で判決があり、テレビ受信機を設置していれば、契約書を交わしていなくても、裁判の判決によって放送受信契約が成立するというNHKの主張が認められました。（残る7世帯のうち6世帯は契約と支払いに応じていただいたため裁判を取り下げ、1世帯は係争中）。未契約世帯に対する民事訴訟の判決が出るのは北海道内では初めてです。

また、北海道内の未契約事業所については、これまでに2事業所を提訴しています。このうち1事業所については、契約の締結と受信料のお支払いをいただいたため裁判を取り下げ、残る1事業所は係争中です。

全国の未契約訴訟（世帯）の対応状況について

これまでに東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、北海道の各都道府県で訴訟を提起し、5月末日現在、NHKの主張を認める判決が20件確定しています。

【本日の判決を受けたNHKのコメント】

放送法の定めに沿った適切な判決だと受け止めています。今後とも、受信料を公平に負担していただくための取り組みをすすめてまいります。